



対象者の範囲が 拡充されました！

松本市奨学金返還支援事業補助金

松本市内に本社・本店がある中小企業等に就職した
35歳未満の方を対象に、奨学金の返還を支援します！

補助額	年間返還額の2／3以内（上限15万円/年）
対象奨学金	日本学生支援機構が貸与する奨学金 ※その他の奨学金も対象となる場合がありますのでご相談ください。
対象者 (次の要件を すべて満たす方)	● 令和4年4月1日以降に、松本市内に本社・本店を有する中小企業等(※)に就職した、正規雇用の方 ※<u>令和7年度から、個人事業主、特定非営利活動法人、公益法人等、医療法人、社会福祉法人、協同組合等、学校法人、宗教法人に就職した方も対象です。</u> ● 大学等の在学中に奨学金の貸与を受け、自ら奨学金を返還している方 ● 申請する年度末時点で、年齢が35歳未満の方 ● 申請日において、松本市内に住所を有し、5年以上定住する意思がある方 ● 松本市税を滞納していない方 ● 奨学金返還に関する他の補助金を受けていない方
補助期間	最大5年間(60カ月) ※ <u>毎年度申請が必要です。</u> ※申請期間は毎年1月初旬～2月末を予定していますが、変更する場合があります。
お問い合わせ (令和7年度から 担当部署と 受付場所が 変更になりました)	<u>詳細・申請書類についてはホームページをご覧ください！</u> 受付時間:月曜日・水曜日・木曜日・金曜日(いずれも祝日を除く) 午前8時30分～午後5時 松本市役所 こども若者部 若者参画課(なんなんひろば) 住 所:〒399-0002 松本市芳野4番1号 電 話:0263-26-1083 メール:wakamono@city.matsumoto.lg.jp 相談・申請の際は 来館予約を お願いします／ 